

# 鳥取県公報

本報ノ大キサハ兩定綴格ハ五割

昭和二十七年三月三十日  
外 日 曜 日

目次  
◇規則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則  
◇訓令 鳥取県会計規則に規定する書類及び帳簿の様式改正

## 規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### ◇鳥取県規則第二十一号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二百二十二條第一項中「前條の請求を受けたときは、そ

の都度その当否を精査し、」の下に「本庁にあつては、物品（修繕）請求書、各解にあつては、一を加える。第二百五十四條の次に次の二條を加え「第二百五十五條を「第二百五十七條」とし、以下順次繰り下げる。第二百五十五條 特別会計用品調達事業費において取扱う物品については、この規則に定めがあるものの外、別に定めるところによる。第二百五十六條 第二百一一條及び第二百五十二條第一項（但書を除く）の規定は、特別会計用品調達事業費において取扱う物品については、適用しない。」

### 附 則

この規則は、昭和二十七年四月一日から施行する。

## 訓 令

鳥取県公報 毎週 曜日発行（休日ニ当ル）  
火金 曜日発行（時ハ翌日）

昭和二十七年 三月 三十日

（昭和四年四月十五日）  
第三種郵便物認可

